

## 7.就学援助制度

市ではお子さんがそれぞれの小・中学校で楽しく学習できるようにするための一つとして、給食費や学用品費の一部を援助する制度があります。この援助を受けることができるのは、次のような場合で、かつ援助の必要があると認められた場合です。

前年度又は当該年度に次のいずれかの決定を受けた方。

- ① 生活保護を受けている。  
(教育扶助を受けている場合は修学旅行費のみ給付)
- ② 生活保護が停止又は廃止となった。
- ③ 市民税が非課税。
- ④ 市民税の減免を受けている。
- ⑤ 国民年金保険料の減免を受けている。
- ⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。
- ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている。(母子・父子家庭等に支給される手当のことで、児童手当ではありません)
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている。
- ⑨ ①～⑧には該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難である。

この援助を希望される方は、各学校まで申し出て下さい。

該当者の認定は教育委員会が毎年度行いますので、前年度援助を受けられていた方も新たに申請する必要があります。

認定結果については、学校長を通じて保護者にお知らせします。

なお、認定にあたり美作市就学援助規程により課税状況等を調べさせていただきます。

その他、分かりにくい点がありましたら、学校または美作市教育委員会 (TEL 72-2900) までお問い合わせください。